

30宗監第213号  
平成31年3月26日

様

宗像市監査委員 佐藤 光俊  
宗像市監査委員 吉田 剛

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成31年1月31日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

## 住民監査請求に基づく監査の結果について

平成31年1月31日に提出された、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

### 記

#### 第1 請求の内容

##### 1 請求人

氏名



住所 宗像市



##### 2 請求の要旨

体育館の使用料の徴収が、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるとして、請求人が提出した宗像市職員に対し措置を求めた請求書(以下「措置請求書」という。)及びその内容について事実を証する書面(以下「事実証明書」という。)に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為又は怠る事実及び請求人が求める措置の内容については次のとおりである。

(1) 請求の要旨及び理由(措置請求書原文より抜粋。)

(略)

体育館の使用料は1時間単位で設定されているにもかかわらず、利用時間は30分単位で設定されている。その結果として、使用料の徴収過多が発生している。例えば、宗像市玄海B&G海洋センターの使用料は全面1時間につき190円、電気使用料は全面1時間につき430円になっており、利用時間30分の場合と1時間の場合は同じ620円である。

1時間単位で使用すれば問題はないが、現実に利用時間が30分単位で設定されているので、利用時間が1時間30分となることが多く発生する。

また、使用料・利用時間の設定上、仮に30分の利用者が2組続けば、30分ずつの利用でそれぞれ620円の徴収となり、合計1240円の徴収となる。

今後使用料の値上げ(2倍、4倍)が予定されており、単純に使用料を値上げするのではなく、従来の1時間の使用料を30分単位の使用料と

して考えれば利用者にとっても納得のいく対応ができると考えます。

よって、適正な使用料の賦課を怠っており、本件請求は、地方自治法第242条第1項の規定する違法もしくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実と考えられるので、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、違法又は不当な財務会計上の行為を是正するために必要な措置を請求します。

(2) 事実証明書

ア 宗像市玄海B & G海洋センターの使用料について

イ 公共施設予約システムから利用時間が1時間30分となることについて

第2 監査の実施

1 請求の要件審査と受理

審査した結果、本件請求は自治法第242条に規定された要件を具備しているものと認めた。請求の内容については、文書日付が「平成30年1月30日」となっていたため、請求人に補正を求めることとし、平成31年2月5日に請求の受理を決定した。なお、文書日付について補正を求め、平成31年2月12日に補正書を受理した。

2 請求人による口頭意見陳述

(1) 証拠の提出と口頭意見陳述の機会の設定及び実施

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月14日に請求人による証拠の提出と口頭意見陳述の機会を設け、同日、請求人の意見を聴取した。

また、その際、請求人から追加の書類が提出されたが、これについては、請求人の主張を補足する書面として認め、受理した。

(2) 口頭意見陳述において聴取した請求人の主張

口頭意見陳述において、補足された請求人の主張の内容は次のとおりである。

ア 体育館の使用料は1時間単位で設定されているため、同一の者が体育館全面を30分利用した後に連続して体育館半面を30分利用する場合に、全面1時間分と半面1時間分で合計2時間分の料金を徴収していることは、料金を二重に徴収しているもので、徴収過多である。

イ 措置請求書では、例として宗像市玄海B & G海洋センターを記載しているが、宗像市体育施設の体育館が対象である。

ウ 請求人は、平成31年4月からの公共施設の使用料等見直しについて、宗像市にメールで問い合わせを行い、回答をもらっている。

エ 平成31年4月からの公共施設の使用料等見直しについて、市民に対する事前説明会が実施されていない。

### 3 監査の対象事項

請求人が提出した措置請求書及び事実証明書で確認した内容を基に、監査の対象事項を次のとおりとした。

体育館の利用時間は30分単位で申請、許可されるにもかかわらず、使用料は1時間単位で徴収していることが、使用料の徴収過多に当たり、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実該当するか。

### 4 監査の対象課及び関係課

体育館の管理運営を所管する宗像市市民協働環境部文化スポーツ課（以下「文化スポーツ課」という。）を監査の対象課とした。また、公共施設の使用料等の見直しを含む行財政改革を所管する宗像市経営企画部経営企画課（以下「経営企画課」という。）を監査の関係課とした。

### 5 提出を求めた書類

対象課及び関係課に対して、監査の対象事項に関する書類の提出を求めた。それに対する提出状況等については次のとおりである。

提出された書類

#### （1）文化スポーツ課

ア 体育施設受付方法（宗像市民体育館、宗像勤労者体育センター及び宗像市玄海B & G海洋センター）

イ 宗像市公共施設予約システム設定資料（宗像市玄海B & G海洋センター分）

ウ 体育館利用実績（平成30年4月～12月 宗像市玄海B & G海洋センター分）

エ 平成30年度 宗像市玄海B & G海洋センターの料金引き上げに関する問い合わせ

オ 平成30年度 宗像市玄海B & G海洋センターの料金引き上げに関する問い合わせに対する回答

#### （2）経営企画課

ア 公共施設の使用料等見直しに係る算出方法に関する資料

イ 公共施設の使用料等見直しに係る説明に関する資料

### 6 対象課への事情聴取

平成31年2月22日に文化スポーツ課の職員から事情を聴取した。

なお、提出された書類を調査した結果、経営企画課に対しては事情聴取の必要がないと判断した。

### 第3 監査の結果

#### 1 提出書類及び事情聴取により確認した内容

##### (1) 体育館の利用申請について

体育施設（宗像市民体育館、宗像勤労者体育センター及び宗像市玄海B & G海洋センター）の利用申請は、利用月の4月前の20日から3月前の10日までの申請は抽選により、それ以降の申請は先着順により利用を許可している。申請方法は、窓口、FAX及びインターネット（宗像市公共施設予約システム）により受け付けており、利用日の5日前からは窓口のみで受け付けている。また、利用申請の変更や取消しは、窓口、FAX及び電話で受け付けている。

利用者の利便性と施設の稼働率の向上を図るため、利用開始時間は毎時0分又は30分の30分間隔で設定している。

##### (2) 体育館の使用料の徴収について

利用時間が30分の場合は、1時間につきの使用料を徴収している。30分の利用が2組連続した場合も、それぞれ1時間につきの使用料を徴収している。

また、体育館全面と体育館半面で利用区分が異なる場合は、それぞれ利用区分毎に使用料を徴収している。

##### (3) 宗像市玄海B & G海洋センターの利用実績について

平成30年4月から12月までの宗像市玄海B & G海洋センターの利用実績のべ1,493件のうち、1,384件は1時間単位の利用であり、30分単位の端数が出る利用は109件であった。

##### (4) 請求人が行ったメール問い合わせについて

請求人は、平成30年6月27日に、宗像市玄海B & G海洋センターの利用申請と使用料支払いの時間単位を合わせること及び1/4面単位の利用区分を設定することについて、宗像市へメールで要望している。これに対して、文化スポーツ課は、平成30年6月29日に、指定管理者とともに検討していきたいとする旨をメールで回答している。後日、文化スポーツ課と指定管理者で協議を行い、他体育館への影響、利用者の利便性及び既存設備での対応を検討した結果、要望の内容について対応しないと判断している。

##### (5) 公共施設の使用料等見直しについて

経営企画課は、経営会議や庁議等の内部調整やコミュニティ会長会議及び事務局長会議との事前協議を経て、平成31年4月からの公共

施設の使用料等の改正案を作成し、平成30年3月の宗像市議会でこれを議決している。

経営企画課は、公共施設の使用料等の改正について、広報紙及び宗像市ホームページへの記事掲載や各施設への案内チラシ設置により周知を図っており、使用料等の減免団体に対しては通知を行っている。利用者への事前説明会は実施していない。また、文化スポーツ課は、体育施設利用申請者に対して、利用許可書を窓口で交付する際に案内チラシを配布している。

(6) 近隣体育施設の使用料設定時間について

公共施設の使用料等見直しにあたり、経営企画課が近隣15自治体の体育施設を調査した結果、使用料設定の時間単位は1時間以上で設定されている。

2 調査により確認した内容

(1) 体育館の使用料の徴収根拠について

自治法第225条において、普通地方公共団体は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と規定しており、自治法第228条第1項において、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないと規定している。また、宗像市体育施設条例(平成15年4月1日条例第75号。以下「体育施設条例」という。)第13条第1項において、体育施設の利用許可を受けた者は利用料金を支払わなければならないと規定している。

(2) 体育館の使用料の設定について

本件請求の対象となる宗像市体育施設の体育館は、体育施設条例第4条で規定する指定管理者に管理を行わせている施設である。体育施設条例第13条第2項において、利用料金の額は、別表第2で定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めると規定している。これにより、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の使用料を別表第2で定める額の範囲の上限額と同額に定めている。

なお、体育施設条例別表第2で定める体育館の使用料は、施設の利用区分毎に、専用利用は1時間につき、個人利用は1人2時間につきという単位で規定されている。請求人は、措置請求書において、体育館の使用料は1時間単位で設定されていると記載していることから、本件請求の対象は専用利用に関する使用料であることを確認した。

### 3 判断

体育施設条例において、体育館の使用料は、利用許可を受けた者が支払わなければならない、その額は利用区分毎に、専用利用については1時間につきという単位で規定されている。ここで、利用許可を受けた者毎に、例え30分の利用であっても1時間につきの使用料を徴収し、体育館の全面や半面等の利用区分毎に使用料を徴収することは、体育施設条例に矛盾していない。したがって、請求人が措置請求書及び口頭意見陳述で例示している使用料の徴収は、体育施設条例の規定に従ってそれぞれ徴収したものであり、徴収過多とは言えず、使用料の徴収過多が発生している事実はないものと判断した。

また、体育館の利用時間の申請は、運用上、利用開始時間を30分間隔で設定していることから、実質的に30分単位となっているものである。その設定目的は体育館の利用促進と稼働率向上であることを考慮すると、施設を運営する上で妥当な設定であると考えられる。

なお、請求人は、平成31年4月からの公共施設の使用料等見直しについて、市民に対する事前説明会が実施されていないと主張しているが、見直しの手続き及び周知の方法に不足はないと考えられる。

### 4 結論

監査の結果、請求人が主張する違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとは認められない。

このことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。